様式第1号(第6条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金申込書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 氏 名 電 話

長久手市民間木造住宅耐震改修費補助事業につきまして、長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申し込みます。なお、同要綱を遵守し、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議ありません。

記

(1) 所有者の氏名(2) 建物所在地長久手市

(3) 建設時期 <u>明治・大正・昭和</u> 年 月頃

(4) 建物規模 2階建て・平家建て

(5) 床面積 1 階_____m² 2 階_____m² 合計_____m²

(6) 耐震性の有無 無し (年度診断)

(7) 改修工事の時期 _____年___月から____年____年___月まで(予定)

2 市税納付状況確認の同意

耐震改修費補助金の申込みにあたり、次に掲げる市税の納付状況の確認の ため、職員が私の市税の納付状況を確認することについて同意します。

- (1) 市民税(個人・法人)
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 都市計画税
- (5) 国民健康保険税
- 3 暴力団員でないことの確約

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団員と密接な関係を有しないことを確約します。

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金申込結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申込結果
- 2 建物所在地 長久手市
- 3 補助金交付申請期限
- 4 その他

民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年	月	日

長久手市長 殿

(3)

(4)

工期

補助対象工事費金

申請者 住 所 氏 名

Н

年 月 日から 年 月 日まで

補助金の交付を受けたいので、長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付 要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、こ の申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記 円 補助申請額 金 1 耐震改修工事 2 工事の名称 建物所在地 長久手市 3 明・大・昭年 建設時期 月 4 5 床 面 積 1 階 ㎡、2 階 m² 6 補強計画 (1) 補強前の評点 1階 X方向 Y方向 2階 X方向 Y方向 実施事業名等(該当するものを○で囲む。) ア 長久手市民間木造住宅耐震診断事業 (年度実施) イ (一財)愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断(年度実施) 診断者 氏 名 資 格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 号 () 建築士() 登録 第 무 改修後の評点 1階 X方向 (2)Y方向 2階 X方向 Y方向 改修設計者 所 属 氏 名 資 格 愛知県木造住宅耐震診断員 묽 第 () 建築士() 登録 第 묽

添付書類

- (1) 固定資産課税台帳登録事項証明書(第2条第2号アに規定する長久手市が実施する無料耐震診断による木造住宅耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。ただし、木造住宅耐震診断結果報告書に記載された旧基準木造住宅の所有者と交付申請時点の旧基準木造住宅の所有者が変更となっている場合は提出を求めるものとする。)
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(第2条第2号によるものに限る。)
- (3) 耐震補強工事計画書
 - ア 案内図及び平面図
 - イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断結果(建築士の記名のあるもの に限る。)
- (4) 耐震改修工事見積書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。)

第 号年 月 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 工事の名称

- 2 建物所在地 長久手市
- 3 交付決定額金 円
- 4 交付の条件

民間木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知 を受けた民間木造住宅耐震改修工事については、下記のとおり着手したので長久 手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出 ます。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 着手日

年 月 日

様式第6号(第10条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事の内容を下記のとおり変更したいので、長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 工事の名称

- 2 建物所在地 長久手市
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 添付書類
 - (1) 変更後の耐震改修工事の見積書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名があるものに限る。)
 - (2) 耐震改修工事の変更内容を表した図面(改修工事変更前後の図面)
 - (3) 耐震改修工事後の判定値の確認ができる書類等 (建築士の記名のあるものに限る。)

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった民間木造住宅耐震改修工事の変 更については、下記のとおり承認し、それに伴う補助金の交付決定額を変更し たので通知します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

- 2 建物所在地 長久手市
- 3 変更後の交付決定額

金

- 4 承認の内容
- 5 その他

様式第8号(第10条関係)

民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事について、下記のとおり工事の遅滞等が生じたので長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条第4項の規定により報告します。

記

1 工事の名称

- 2 建物所在地 長久手市
- 3 遅滞の内容
- 4 遅滞の理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

指示書

年 月 日付けで報告のあった民間木造住宅耐震改修工事の遅滞等については、下記のとおり指示します。

記

1 工事の名称

- 2 建物所在地 長久手市
- 3 指示の内容

様式第10号(第11条関係)

民間木造住宅耐震改修工事中止届

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事について、下記のとおり中止したいので長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

1 工事の名称

- 2 建物所在地 長久手市
- 3 中止の理由

民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震改修工事が下記のとおり完了したので、長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 建物所在地 長久手市
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事請求書又は領収書の写し(施工業者の発行したものに限る。)
 - (2) 工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
 - (3) 工事請負契約書及び内訳明細書の写し(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。)
 - (4) 耐震改修工事が耐震補強工事計画書に基づき施工されたことを証する書面(建築士の記名のあるものに限る。)

耐震改修工事完了の確認

上記の民間木造住宅耐震改修工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が 施工されていることを確認した。 年 月 日

工事完了確認建築士氏名

建築士資格 1級 2級 木造

同資格番号

第 号年 月 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のありました民間木造住宅耐震改修工事 完了実績報告書により審査した結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認 めましたので、下記のとおり額を確定したことを通知します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

- 2 建物所在地長久手市
- 3 完了確認年月日年 月 日
- 4 交付確定額

金

様式第13号(第14条関係)

民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

下記のとおり補助金を請求します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 支払請求額

金額	百	+	万	千	百	+	円

		銀行	本店		
	金融機関名	金庫	支店		
		農協	支所		
振込	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む)			
先	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				